

経理・人事部門の基本有用情報

Grant Thornton 太陽 ASG 社会保険労務ニュースレター

今回のテーマ： 起業準備中も失業手当

2014年7月22日、厚生労働省は「求職活動中に創業の準備・検討をする場合」を雇用保険の失業手当の給付対象にする旨の通達を出しました。従来までは起業準備中の人は「自営業者」とみなされ、原則として失業手当の給付対象とされませんでした。今後は原則として支払うように運用が改められます。

先進国中で最低水準となっている我が国の起業活動率を是正し、産業の新陳代謝とベンチャーの加速化、成長資金の供給促進をとおして、新規雇用・イノベーション・経済成長にプラスの効果を与えることを目的としています。

起業活動率

米国バブソン大学と英国ロンドン大学ビジネススクールの起業研究者が集い、「正確な起業活動の実態把握」「各国比較の追求」「起業の国家経済に及ぼす影響把握」を目指したプロジェクトチームが実施している Global Entrepreneurship Monitor (グローバル・アントレプレナーシップ・モニター) によると、「起業の準備を始めている人+創業後3.5年未満の企業を運営している人」が18~64歳人口100人あたり何人いるかを示す企業活動率において、日本はアメリカの半分以下であり、先進国中最低水準となっています(2009年から2011年の3年平均)。具体的な数字でみると、アメリカ9.3%、イギリス7.1%、フランス5.3%、ドイツ4.6%に対し日本は3.9%です。

また、ベンチャー企業には不確実性が伴うので、返済を前提とした銀行融資よりもハイリスク・ハイリターンを前提とした出資の方が馴染みます。そこで、ベンチャーキャピタル投資の現状を比較してみると、ここでも日本はアメリカの4分の1以下のレベルにとどまっています。実績額でみると、アメリカの10分の1以下、欧州の30分の1以下という低い水準です。

起業準備中の失業手当：従来と今後

「日本再興戦略」をかかげる安倍政権は、産業の新陳代謝を促進し、収益性・生産性の高い分野に投資や雇用をシフトさせていくことでベンチャー企業が次々と生まれ、成長分野を牽引していく環境を整え、開業率を今の2倍の10%に高めることを目指しています。

しかし、起業準備中は収入がなくなることが多いため、会社員の場合、収入が安定しないリスクから起業をためらうケースがあります。実際に、政府の調査では起業希望者のうち55%にあたる46万人は会社員ですが、会社を辞めて起業する場合、思いとどまる理由の首位は「生活が不安定になること」、となっています(平成26年7月24日、日本経済新聞 朝刊)。

起業準備中の生活が不安定になってしまう原因の一つは、失業手当が退職して起業準備中の人には支払われないからです。雇用保険では、失業手当の受給要件として、労働者が「離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること」をかかげていますが、「職業」の内容については規定されてなく、自営業を始めた場合は「職業」に就いたと解釈されています。判例には、自営業の場合は、これを開始した時点において収益の見通しが確実なわけではないが、「報酬等の経済的利益の取得を法的に期待しうる継続的な地位にある場合には、雇用保険上、職業に就いたものとして失業給付を受け得ないと解するのが相当である」としたものもあります(広島高岡山支 63.10.13)。

この度の通達は、起業準備中であっても失業手当を受給できる環境を整備することで、起業に伴う経済的な不安をやわらげ、起業を志す者の背中を押すことを目的としています。

もう少し補足!

ただし、単に起業を準備しているだけではなく、求職活動を並行することが給付の条件となります。また、実際にハローワークで求職票を書いたりする必要があります。会社を設立すると起業準備を終えたときみなして給付が打ち切られることになります。